

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C店（以下「会社」という。）に雇用され、自動車整備士として業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、○年○月○日、終業後、同僚と二人で会社の最寄り駅であるD駅へ向かい、同駅ロータリーで約1時間程の立ち話をした後、原動機付自転車を運転していたところ、側道から本線に合流するため信号のない交差点に進入した際に、右方から本線を進行してきた普通貨物自動車と出合い頭に衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、E医療機関に救急搬送され「左鎖骨骨折、左脛骨骨折、肺挫傷、頭部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして療養給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件傷病が通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、①Fと翌日からのお盆休みに備えて業務の最終打合せとしての立ち話を行ったのであり、通勤の中断ではない、②(仮に業務の最終打合せと認められなかったとしても、)Fと単に立ち話をしたにすぎず、この程度では通勤の中断には該当しない、③請求人の記憶がないため、Fと別れた後にD駅近くのラーメン店に立ち寄ったか不明であるから、通勤の逸脱には該当しない、④仮に、Fと別れた後にラーメン店に立ち寄ったとしても、判断の要件の「日常生活上必要な行為」の具体例「独身労働者が食堂に立ち寄る場合」に該当するから、通勤経路に復帰した後に本件災害に遭ったものである旨主張していることから、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害の翌日からお盆休みに入ることから、それに備えて、Fと2人で、業務に関する最終打合せとしての立ち話を行ったと主張する。

しかし、上記立ち話が、明示又は黙示による会社からの業務命令があったこと、又は、業務に関する打合せを当該両名のみで会社外で行う必要性があったことを裏付けるに足りる資料はない。

請求人の動向について、決定書理由に説示するFの申述によるもの以外にないという判断は、当審査会としても妥当なものであると考えることから、唯一経過を知っているFが、雑談や趣味のバイクの話で盛り上がった旨申述していることからみて、上記立ち話については、業務として打合せを行ったものとは認められない。

(3) 次に、請求人は、Fと単に立ち話をしたにすぎず、この程度では通勤の中断には該当しないと主張する。

しかし、Fの申述によれば、本件災害当日は、最後まで会社にいた請求人と

Fは、〇時〇分頃に一緒に会社を出て、徒歩5分でD駅に着き、立ち話の後に、Fは〇時〇分頃の電車に乗ったということであるから、両名は約1時間にわたり立ち話をしていたものであり、通勤の中断があったものと判断する。

- (4) 請求人は、さらに、確証はないものの、Fと別れた後に〇駅近くのラーメン店に立ち寄った可能性があり、そうであるとすれば、「日常生活上必要な行為であって厚生労働省で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」に該当することから、通勤の逸脱又は中断には該当しないと主張する。

この点、請求人は、本件災害当日の〇時〇分頃にFと別れた後、〇時〇分頃にD駅から約3km離れた地点で本件災害に遭っており、通常、原動機付自転車であれば、当該地点への到達時間は信号待ちを含めても、交通事故による渋滞等特段の事情がない限り最大でも10分程度であると考えられるところ、40分程度の時間を要していることに鑑みると、当該ラーメン店に立ち寄っていた可能性は否定できないが、上記のとおり、すでに通勤は中断をしていたものであり、その後の逸脱について判断を要するものではない。

- (5) したがって、請求人の通勤には、D駅前でFと立ち話をしていた約1時間及びその後の約30分間を合わせた約1時間30分間の中断があったものとみるのが相当であり、当審査会としては、本件災害は通勤によるものとは認められない。

- (6) なお、請求人のその他の主張についても、一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。